

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する
法律案要綱

一 在ベレン日本国総領事館を廃止する。(別表第一関係)

二 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。(別表第二関係)